

## 介護予防・日常生活支援総合事業（通所型）・重要事項説明書

### 1. 事業所の概要

- 1) 事業所名 : 寿光園デイサービスセンター通所介護事業所  
 2) 所在地 : 広島県山県郡安芸太田町大字下筒賀821番地  
 3) 事業所番号 : 3473500118  
                   平成11年9月17日指令可セ第68号  
 4) 管理者 : 横畠 正昭  
                   連絡先 : 寿光園デイサービスセンター通所介護事業所  
 5) サービス地域 : 安芸太田町

### 2. 事業所の目的

寿光園デイサービスセンター通所介護事業所は、介護保険法に従い、ご契約者（ご利用者）が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが継続できるよう必要な援助を提供します。ご利用者の主体的な活動を見守り、自助努力を支援し介護予防活動を行います。

### 3. 事業所の運営方針

「にこやかに（和顔）、やさしく（愛語）」をスローガンとして、おひとり、おひとりの利用者に接し、介護状態を招かないように見守り、援助を行い居宅生活が安心に送れるように努めます。

### 4. 事業所職員体制

職種	従事する職種・業務	人員数
管理者	統括管理	1名
生活相談員	利用者・家族との相談、事業所内サービスの調整・関連サービス事業者との連絡調整	1名以上
看護職員	健康確認・健康状態の把握	2名以上
介護職員	利用者の介助・支援・見守り	4名以上
機能訓練指導員 看護職兼務	機能減退を防止する為の訓練	2名以上

### 5. 営業日時

- 1) 営業日 : 毎週月曜日～金曜日  
 2) 休日 : 土曜日・日曜日・12月31日～1月3日  
 3) 営業時間 : 午前 8時00分～17時15分まで  
 4) サービス提供時間 : 午前 8時30分～15時30分まで

### 6. サービス提供内容

- 1) 定員 : 一日当たり 25名  
                   （通所介護事業と併設での定員）  
 2) サービス内容      ① 日常生活上の相談・援助      ② 健康状態の確認  
                           ③ アクティビティ活動（レクリエーション活動）      ④ 送迎サービス  
                           ⑤ 入浴サービス      ⑥ 食事提供

## 7. 基本の御利用回数について

- 1) 「要支援1」 ・・・・ 週1回 (月4回 ~ 5回)
- 2) 「要支援2」 ・・・・ 週2回 (月8回 ~ 9回)

## 8. その他の費用の額について

### 1) 厚生労働大臣の定める基準金額

区分 明細	要支援1	要支援2
基本料金	1,798円(月額固定)	3,621円(月額固定)
サービス提供体制加算	88円(固定)	176円(固定)
科学的介護推進体制加算	40円(固定)	40円(固定)

※介護職員処遇改善加算(I)が加算されます。

※上記の金額は一割負担の金額です。二割負担、三割負担の場合もございます。

- 2) 通常の事業実施区域以外に居住する利用者への送迎を行う場合、通常の事業実施区域を越えた地点から路程1キロメートル当たり30円を実費としてご負担いただきます。

- 3) その他に以下の実費を発生時にご負担いただきます。

昼食実費	780円(1回毎)
嗜好品代	200円(月額固定)
衛生用品	実費(おむつ・パット等)
その他	上記以外に施設で提供される便宜のうち、日常生活においても必要となるものに係る費用で、御利用者にご負担も求めることが適當と認められるものです。

※「嗜好品」とは、お茶以外の飲料物です。

## 9. 利用の取り止め(キャンセル)の扱い

- 1) 利用を中止される場合には、速やかに次の連絡先まで、ご連絡下さい。

**連絡先 : 0826-22-1082**

- 2) ご利用者のご都合で、サービス利用を中止される場合はサービス利用予定日の前々日までにご連絡ください。前日・当日のご利用の中止は連絡がない場合は、次のキャンセル料を申し上げる事となりますので、ご了承ください。

\*但し、ご利用者の身体状態の急変など、緊急やむ得ない事情がある場合は、キャンセル料金は不要です。

- 3) キャンセル料金

ご連絡時期	キャンセル料金
サービス利用日の前々日	無料
サービス利用日の前日	基準金額の50%
サービス利用日の当日	基準金額の100%

キャンセル料金は、御利用料金請求に含み請求させていただきます。

## 10. 緊急時及び、事故等への対応

- 1) 施設サービス提供中に御利用者の病状の急変、その他事故等の緊急事態が生じた場合には速やかにご家族の方、主治医、又は協力医療機関に連絡を行う等の措置を講じます。
- 2) 施設サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。

## 11. 虐待防止の取組み

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。  
虐待防止に関する責任者：管理者 横畠 正昭
- 2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を行います。
- 3) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。
- 4) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施しています。
- 5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

## 12. 身体拘束等の禁止

- 1) 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 2) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

## 13. 非常災害時の対応

- 1) 施設の利用時に天災、その他の災害が発生した場合、従業者はご利用者の避難等適切な措置を講じます。また管理者は、日常的に具体的な対応方法、避難経路及び、協力機関との連携方法を確認し災害発生時には、避難等の指揮をとります。
- 2) 非常に備え、年2回の避難訓練を行ないます。

## 14. 感染症の対策

- 1) 感染症の保菌者の方や、感染症にたいして個別の対応が必要な方は、ご利用開始前に申し出ただくと同時に、デイサービス利用にあたり感染防止等の対策の為、かかりつけ医師の意見書の提出をお願いいたします。医師の意見書を踏まえご利用を制限いただく場合もあります事をご了承ください。
- 2) 感染症を発症された場合、又は、感染症の感染が疑われる症状を呈している場合、状況を検討の上、施設のご利用制限のご協力をお願いする場合があります事をご了承ください。

## 15. 個人情報への対応

- 1) 事業者・サービス従事者は、施設サービスを提供する上で知りえたご利用者、又はご家族に関する情報事項を正当な理由無く第三者に漏洩いたしません。この守秘対応はご利用の方の利用契約が終了した後も継続されるものです。
- 2) 事業者はご利用契約者に医療上、緊急の対応の必要性がある場合は、医療機関等にご利用契約者の心身等の情報を提供できるものとします。

## 16. 相談・苦情対応の窓口

サービスに対する、相談、苦情については次ぎの窓口で以下の対応を行ないます。

1) 事業所相談窓口 : 電話番号 0826-22-1082

電話番号 0826-22-1075

FAX 0826-22-1076

相談担当 生活相談員 ・ 横畠 正昭

2) 対応体制・手順 : 利用者 → 窓口担当者 → 管理者 → 関係者調査指示

→ 関係者報告 → 運営委員会協議 → 解決案提示 →

施設長 → 回答 → 解決

\* 内容により、中間協議を省き施設長へ解決案の提示を行います。

3) 公的機関における苦情申請案内

安芸太田町 介護保険相談窓口	所在地 電話番号 Fax 番号	山県郡安芸太田町福祉事務所 0826-25-0250 0826-22-0686
広島県国民健康保険 団体連合会	所在地 電話番号	広島市中区東白島町19-45 082-554-0783 (8時30分～17時15分)

## 15. サービス実施記録（介護・看護）の開示について

1) サービス提供に伴う、実施記録につきましては、ご利用者本人、並びご家族から開示のご希望がある場合、施設相談室等で開示対応を行ないます。

## 17. 提供するサービスの第三者評価の実施の有無

1) 実施しておりません。

## 18. 貴重品等の管理

1) 貴重品・装飾品の持込は禁止します。

但し、自己管理及び自己責任において持込を希望される場合は誓約書の提出が必要となります。

2) 事業所は管理いたしません。

3) 携帯・スマートフォンの持込は許可していますが、カメラ撮影（静止画・動画）は個人情報保護のため、固く禁止します。カメラ撮影行為が疑われる場合は、持込を禁止します。

## 19. その他

1) サービス従事者に対する贈り物や飲食のもてなしは固くお断りいたします。

2) 施設への飲食物の持ち込みは、固く禁止します。

3) 施設での営利目的や・強要を伴う勧誘・金銭の貸借・物品の売買・交換はこれを固く禁します。

4) ご利用者間の交流内容につきましては、各個人の責任において、節度ある交流をお願い致します。自己管理の困難な方につきましては、職員が交流内容に関わる場合がある事をご了承ください。

5) 施設利用時において、違法行為や集団活動の場にそぐわない言動が著しくある場合、施設利用の制限や利用中止となる場合があります事をご了承下さい。

## 説明確認欄

令 和 年 月 日 ( )

介護予防・日常生活支援総合事業（通所型）の利用にあたり上記の通り説明しました。

事業所 所在地 ・広島県山県郡安芸太田町大字下筒賀821  
事業者名・寿光園デイサービスセンター通所介護予防事業所

説明者 \_\_\_\_\_ 

介護予防・日常生活支援総合事業（通所型）の利用にあたり上記の通り説明を受け同意します。

利用者 住所 広島県山県郡安芸太田町大字 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 